

一般財団法人武蔵野市開発公社 PENNY LANE GALLERY 事業実施要領

（目的）

第 1 条 この要領は、一般財団法人武蔵野市開発公社（以下、「公社」という。）が武蔵野市開発公社ビル A 棟内の一区画を PENNY LANE GALLERY（以下、「PLG」という。）として貸し出す事業（以下、「PLG 事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（位置）

第 2 条 公社は、武蔵野市吉祥寺本町 1 丁目 8 番 16 号内（区画 126 号）において PLG 事業を行うこととする。

（使用内容）

第 3 条 街の活性化、にぎわいの創出に帰する事業及び文化性等を有する事業として、公社理事長（以下「理事長」という。）が認める内容について、PLG 事業該当区画を使用することができる。

（休止期間）

第 4 条 PLG 事業の休止期間は、コピス吉祥寺の休館日及び工事期間中、又は理事長が指定する期間とする。

（使用期間）

第 5 条 PLG 事業の期間は、別表 1 に定める使用期間において利用できるものとする。

（使用申請）

第 6 条 PLG の使用を希望する者は、別表 2 の記載事項を公社の指定した方法で、理事長に提出しなければならない。

（使用の決定及び通知）

第 7 条 理事長は、前条に規定する申請があったときは、その申請内容を審査し、PLG の使用の可否を決定し、申請者に通知する。

（使用料）

第 8 条 前条の使用の決定について、通知を受けた者（以下、「使用者」という。）は、別表 3 に定める使用料を納入しなければならない。

（使用料の減免）

第 9 条 理事長は、別表 4 に定める使用者について、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用許可）

第 10 条 理事長は、前項の規定により PLG の使用を許可する場合には、PLG 使用許可証を交付するものとする。

2 理事長は、第 8 条の規定により、使用料の納入が認められた場合は、PLG 使用許可証の交付の際に、管理上必要な条件を付することができる。

（使用の中止）

第 11 条 使用者が使用の中止を申し出た場合、次に掲げる費用を返金するものとする。

- (1) その使用する日から起算して 31 日以上前 使用料の 100 分の 100
- (2) その使用する日から起算して公社の 1 営業日前 使用料の 100 分の 50
- (3) 使用日当日 返還なし

付 則

この要領は令和元年 5 月 7 日から施行する。

付 則

この要領は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

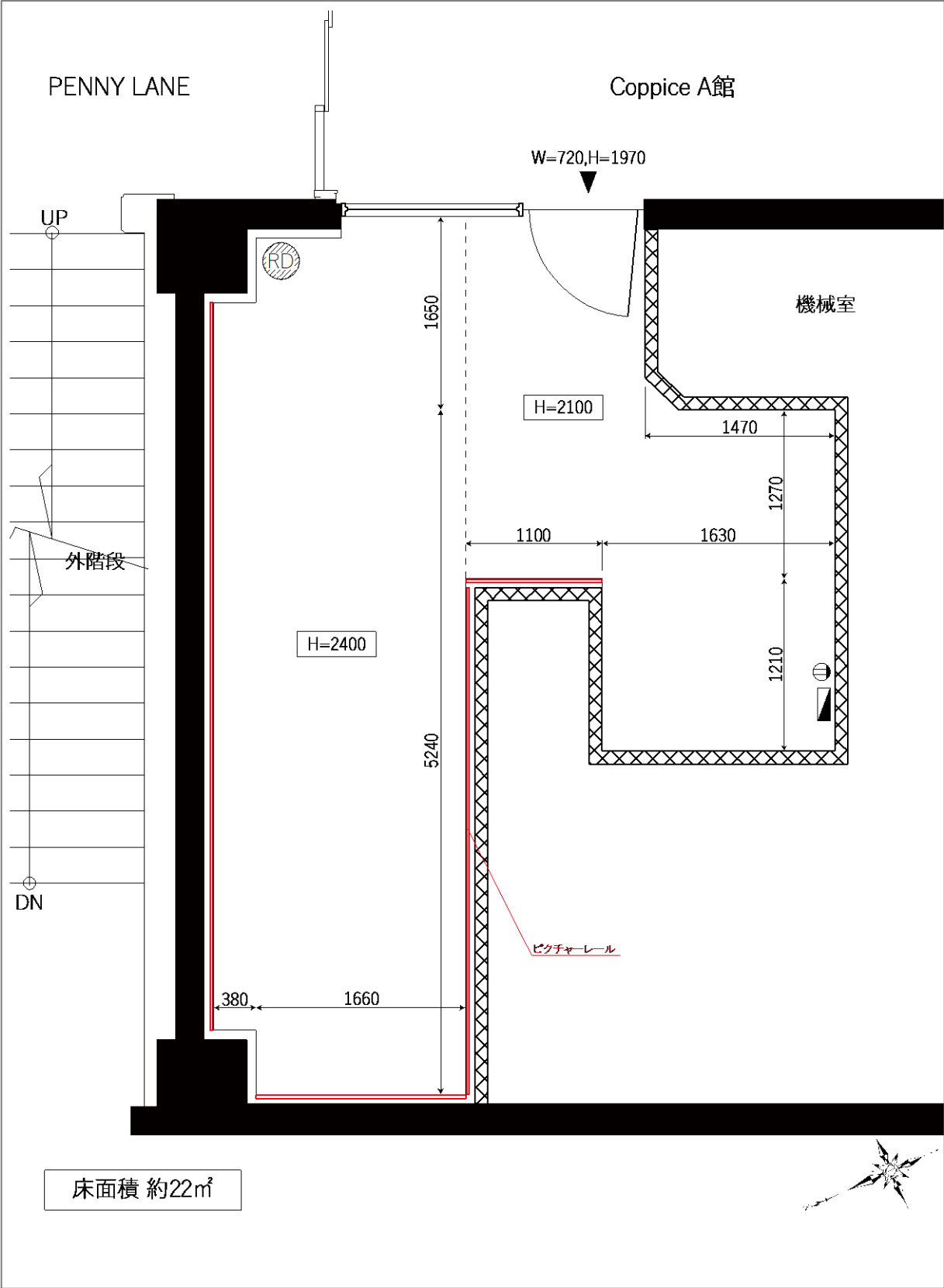
付 則

この要領は令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は令和 4 年 5 月 20 日から施行する。

別表 1 （第 5 条 関 係）



別表 2（第 6 条関係）

申請情報	備考
使用時間帯	実際の使用時間
使用区分	新規またはリピーター
事業形態	法人または個人事業主及びそれ以外
事業者名	企業名または屋号 会社概要または個人事業主登録情報
所在地	郵便番号及び住所
使用者	使用者氏名または業務執行者氏名
連絡先	電話番号及びメールアドレス
使用目的	小売業、イベント、展示の区分 使用詳細及び事業概要

別表 3（第 5 条及び第 8 条関係）

使用料	使用期間	使用時間
1 単位あたり 55,000 円	金曜日から翌週木曜日までの 7 日 間が 1 単位	10～21 時

消費税等含む

別表 4（第 9 条関係）

対象	減免条件
コピス吉祥寺が主催する販売促進事業	免除
コピス吉祥寺又はコピスエフエフのテナントが行う事業	使用料の額の 100 分の 50 に相当する額
学生の身分が証明できる者が行う事業	使用料の額の 100 分の 50 に相当する額